

国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の 一部を改正する法律案概要

第1 文書通信交通滞在費の名称及び目的の改正

1 名称の改正

文書通信交通滞在費の名称を調査研究広報滞在費に改めること。

2 目的の改正

調査研究広報滞在費は、国政に関する調査研究、広報、国民との交流、滞在等の議員活動を行うために支給すること。

【改正の趣旨と文書通信交通滞在費の性格に関する歴史的経緯】

- 文書通信交通滞在費の性格については、次のような経緯をたどっている。
 - ・議員の国政に関する調査研究活動の強化（S41 議員歳費等に関する調査会答申）
 - ・国民との接触、交流に関する活動の強化（S41 議員歳費等に関する調査会答申）
 - ・東京滞在についての公的助成（H5 滞在費追加時の説明）



- 上記の改正では、これを踏まえて、「議員活動」の例として、国政に関する「調査研究」、「広報」、「国民との交流」、「滞在」等を挙げている。

第2 調査研究広報滞在費の日割計算による支給

調査研究広報滞在費は、議員となった日から任期満限、辞職、退職又は除名によりその身分を失った日まで、日割計算により支給すること。

第3 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。